

特定非営利活動法人グローバルリーダーシップ・アソシエーション 個人情報保護規程

第一章 総則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人グローバルリーダーシップ・アソシエーション（以下、「GLEA」という。）は、個人情報を適切に取り扱うために必要な対応を、この規程において定める。

(定義)

第2条 個人情報とは、個人情報保護法に定める個人情報をいう。

2 情報主体とは、特定の個人情報における当該個人をいう。

第二章 個人情報保護の体制

(個人情報の管理)

第3条 GLEA は事務局責任者を個人情報保護責任者とし、個人情報の保護と正確性を維持するため、必要な措置を講じるものとする。

2 個人情報保護責任者は、個人情報の漏洩、改ざん、滅失を防止するため、適切な保護体制を整備しなければならない。

第三章 個人情報の取り扱い

(個人情報の取得・保有)

第4条 個人情報の取得・保管は、GLEA の活動の範囲内で、予め取得目的を定め、その目的達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段で行われなければならない。その保管も適切な安全管理によりなされなければならない。

(個人情報の利用)

第5条 個人情報の利用は、GLEA の事業の範囲内で、かつ、取得目的の範囲内でなされなければならない。

2 GLEA は、事業の実施のため、個人情報を、当該事業に係る会員、スポンサー、講師その他の関係者と共同で利用することができる。

3 GLEA は、取得した個人情報を、正当な利用目的の範囲内において、GLEA 業務の外部委託先に提供することができる。

4 取得目的の範囲を超えているときであっても、次の各号に該当する場合は、個人情報を

利用することができる。

- ① 情報主体の同意があるとき。
- ② 個人の生命、身体、財産の保全上、緊急を要するとき。

(個人情報提供)

第6条 GLEAは、この規程に定められた場合及び法令の定めによる場合を除き、個人情報を第三者に提供してはならない。

2 前項の規程に関わらず、GLEAが保有する個人情報を第三者に提供する必要が生じた場合には、個人情報保護責任者は情報主体に、提供先、利用目的、提供する個人情報の内容及び提供手段を通知し、同意を得なければならない。

(個人情報の開示)

第7条 GLEAは、その保有している個人情報について、情報主体から自己の個人情報について開示を求められた場合には、合理的な期間内にこれに応じなければならない。

2 情報主体の個人情報に関して明らかに事実と異なる場合で、当該情報主体から訂正又は削除を求められた場合には、合理的な期間に応じるものとし、訂正又は削除を行った場合には、可能な範囲内で個人情報の情報主体に対し通知するものとする。

(苦情処理)

第8条 GLEAは、個人情報の取扱いに関する苦情に適切かつ速やかに処理しなければならない。

附則 1. この規程は 2023 年 7 月 1 日から施行する。

附則 2. INC 事業については、個人情報保護規程によるものとする。